

オレゴン州、アイダホ州を含む米国から日本への入国について（変異株に対する指定国・地域への指定）

●オレゴン州及びアイダホ州に居住・滞在されている方で、12月25日（土）午前0時（日本時間）以降に日本に入国する場合には、ワクチン接種状況等にかかわらず全員が検疫所長の指定する場所において3日間の待機を求められます。

1 オミクロン株感染者の発生を受けた水際対策措置として、12月22日、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に、当事務所管轄地域であるオレゴン州及びアイダホ州を含む全米全土が新たに指定されました。

2 この指定に基づき、今回指定された州に居住・滞在されている方で日本時間12月25日（土）午前0時以降に日本に帰国・入国される方は、入国時に検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）において3日間待機することを求められます。

3 検疫所長の指定する場所にて3日間待機した後、入国後3日目（注：入国日を含めない）に改めて検査を行い陰性と判定された場合には、検疫所が確保した宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間をご自宅等で待機して頂くこととなります。

4 なお、本邦への帰国・入国に際しては、引き続き、出国前72時間以内に検査・発行された有効な検査証明書の取得に加え、様々な事前準備が必要です。詳しくは以下の厚生労働省ホームページでご確認ください。

○外務省広域情報

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C168.html

○水際強化措置に係る指定国・地域一覧（12月22日時点）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1222_list.pdf

○水際対策に係る新たな措置について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

【問い合わせ窓口】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）